

# 熊本市公報

## 第 1386 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号  
熊本市総務局総務厚生課  
発行日 毎月 15 日・末日

## 目 次

### 規 則

○熊本市公会堂条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 84 号）	1405
○熊本市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 85 号）	1406
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（規則第 86 号）	1407
○母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則（規則第 87 号）	1419
○熊本市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則（規則第 88 号）	1422
○熊本市福祉事務所事務分掌規則の一部を改正する規則（規則第 89 号）	1423
○熊本市重度心身障害者医療費助成規則の一部を改正する規則（規則第 90 号）	1424
○熊本市児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の措置に関する規則の一部を改正する規則（規則第 91 号）	1425

### 訓 令

○熊本市事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令（訓令第 13 号）	1427
------------------------------------	------

### 告 示

○屋外広告物法による保管した広告物又は掲出物（告示第 650 号）	1428
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の廃止（告示第 651 号）	1428
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定更新（告示第 653 号）	1428
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 654 号）	1432
○介護保険法による指定居宅介護支援事業者等の廃止（告示第 655 号）	1432
○介護保険法による指定居宅介護支援事業者等の廃止（告示第 656 号）	1432
○交付要求通知書の公示送達（告示第 658 号）	1433
○差押調書（謄本）及び配当計算書の公示送達（告示第 659 号）	1433
○土壤汚染法による要措置区域の指定の全部解除（告示第 660 号）	1433
○介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定（告示第 661 号）	1434
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 662 号）	1434
○介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定（告示第 663 号）	1434
○介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定（告示第 664 号）	1434
○介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定（告示第 665 号）	1435
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 666 号）	1435

○県道の供用開始（告示第 668 号）	1435
○市道の区域変更（告示第 669 号）	1436
○市道の供用開始（告示第 670 号）	1436
○市税督促状の公示送達（告示第 672 号）	1437
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 673 号）	1437
○生活保護法等による介護機関の指定（告示第 674 号）	1437
○生活保護法による指定介護機関の廃止（告示第 675 号）	1438
○生活保護法等による医療機関の指定（告示第 676 号）	1438
○生活保護法による指定医療機関の変更（告示第 677 号）	1439
○生活保護法による指定医療機関の廃止（告示第 678 号）	1440
○生活保護法による指定医療機関の休止（告示第 679 号）	1441
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 680 号）	1441
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 681 号）	1441
○配当計算書の公示送達（告示第 682 号）	1442
○差押通知書の公示送達（告示第 683 号）	1442
<b>公 告</b>	
○熊本市田井島南土地区画整理組合の定款変更認可（公告第 667 号）	1442
○開発行為に関する工事の完了（公告第 670 号）	1442
○熊本市が発注する業務委託契約等に係る競争入札等に参加する者の必要な資格等（公告第 672 号）	1443
○開発行為に関する工事の完了（公告第 675 号）	1444
○開発行為に関する工事の完了（公告第 676 号）	1445
○開発行為に関する工事の完了（公告第 677 号）	1445
○開発行為に関する工事の完了（公告第 678 号）	1445
○開発行為に関する工事の完了（公告第 679 号）	1446
○開発行為に関する工事の完了（公告第 680 号）	1446
○開発行為に関する工事の完了（公告第 686 号）	1446
○開発行為に関する工事の完了（公告第 687 号）	1447
○熊本市計画事業田井島南土地区画整理事業の事業計画変更（第 4 回）の認可（公告第 689 号）	1447
○農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（公告第 690 号）	1447
○開発行為に関する工事の完了（公告第 691 号）	1447
○開発行為に関する工事の完了（公告第 692 号）	1448
<b>南 区</b>	
○住民票の職権消除（南区告示第 8 号）	1448
○住民票の職権消除（南区告示第 9 号）	1448
<b>北 区</b>	
○住民票の職権消除（北区告示第 7 号）	1448

**交 通 局**

○熊本市軌道条例施行規程の一部を改正する規程（交通局規程第 17 号）…………… 1449

**上 下 水 道 局**

○指定給水装置工事事業者の指定（上下水道局告示第 66 号）…………… 1450

○平成 27 年度及び平成 28 年度熊本市上下水道局発注の業務委託契約等に関する競争入札参加資格の審査の申請に係る申請書の提出の時期等（上下水道局公告第 51 号）…………… 1450

**教 育 委 員 会**

○熊本市教育委員会議の開催（教委告示第 11 号）…………… 1451

## 規 則

規 則 第 84 号

平成 26 年 9 月 19 日

熊本市公会堂条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

### 熊本市公会堂条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市公会堂条例施行規則（昭和 56 年規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、附則に次の 1 項を加える。

- 2 第 4 条の規定にかかわらず、平成 26 年 10 月 1 日から当分の間、熊本市川尻公会堂は休館とする。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 規 則 第 85 号

平成 26 年 9 月 24 日

熊本市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第 1 条 熊本市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例施行規則（昭和 60 年規則第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条中「の承認を受けなければ」を「に届け出なければ」に改める。

附則第 3 項及び第 5 項中「承認」を「届出」に改める。

第 2 条 熊本市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

附則中第 3 項の前の見出し及び同項を削り、第 4 項を第 3 項とし、同項に見出しとして「（下益城郡富合町の編入に伴う経過措置）」を付し、第 5 項の前の見出し及び同項を削り、第 6 項を第 4 項とし、同項の前に見出しとして「（下益城郡城南町及び鹿本郡植木町の編入に伴う経過措置）」を付し、第 7 項を第 5 項とし、第 8 項を第 6 項とする。

## 附 則

- 1 この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の第 14 条の承認を受けている規程は、この規則による改正後の第 14 条の規定により届け出られたものとみなす。

## 規 則 第 86 号

平成 26 年 9 月 25 日

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(熊本市中国残留邦人等に対する支援給付事務取扱規則の一部改正)

第 1 条 熊本市中国残留邦人等に対する支援給付事務取扱規則（平成 20 年規則第 52 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本市中国残留邦人等に対する支援給付及び特定配偶者に対する配偶者支援金事務取扱規則

第 1 条を次のように改める。

(目的)

第 1 条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号。以下「法」という。）に基づく支援給付及び配偶者支援金に関する事務の取扱いについては、法、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成 8 年政令第 18 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則（平成 6 年厚生省令第 63 号）等に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第 3 条に次の 1 項を加える。

3 前 2 項（前項第 5 号及び第 6 号を除く。）の規定は、配偶者支援金の支給を受けている者（以下「受給者」という。）について準用する。

第 5 条第 1 項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等による支援給付申請書」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による支援給付申請書」に改め、同条第 2 項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等による葬祭支援給付申請書」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による葬祭支援給付申請書」に改める。

第 6 条第 1 項中「支援給付（新規）決定通知書」を「支援給付決定通知書」に、「支援給付（移行）決定通知書」を「配偶者支援金決定通知書」に改め、同項ただし書中「ただし、支援給付」の次に「又は配偶者支援金」を、「(様式第 2 4 号)」の次に「又は配偶者支援金申請却下通知書(様式第 2 5 号)」を加え、同条第 2 項中「支援給付（新規）決定通知書」を「支援給付決定通知書又は配偶者支援金決定通知書」に改め、「支援給付申請却下通知書」の次に「又は配偶者支援金申請却下通知書」を加え、同条第 3 項中「により支援給付」の次に「又は配偶者支援金」を加え、「支援給付（新規）決定通知書」を「支援給付決定通知書又は配偶者支援金決定通知書」に改め、同条第 4 項中「場合は、」を「場合は」に改め、「(様式第 2 5 号)」を「(様式第 2 6 号)」により、配偶者支援金の廃止をする場合は配偶者支援金廃止決定通知書(様式第 2 7 号)」に改める。

第 7 条第 1 項中「様式第 2 6 号」を「様式第 2 8 号」に改め、同条第 2 項中「様式第 2 7 号」を「様式第 2 9 号」に改める。

第 8 条中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 2 9 条の規定に基づく調査について(依頼)(様式第 2 8 号)」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 2 9 条の規定に基づく調査について(依頼)(様式第 3 0 号)」に改める。

第 9 条第 1 項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等による支援給付の決定に伴う扶養義務について(照会)(様式第 2 9 号)」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による支援給付の決定に伴う扶養義

務について（照会）（様式第 3 1 号）」に改め、同条第 2 項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等による支援給付の決定に伴う扶養義務者への通知について（様式第 3 0 号）」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による支援給付の決定に伴う扶養義務者への通知について（様式第 3 2 号）」に改め、同条第 3 項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等の規定に基づく報告について（依頼）（様式第 3 1 号）」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等の規定に基づく報告について（依頼）（様式第 3 3 号）」に改める。

第 1 0 条中「様式第 3 2 号」を「様式第 3 4 号」に改める。

第 1 1 条の見出し中「支援給付金品」の次に「又は配偶者支援金」を加え、同条第 1 項中「は、支援給付」を「又は受給者に対して配偶者支援金を支給する場合は、支援給付又は配偶者支援金」に改め、同条ただし書中「被支援者」の次に「又は受給者」を加え、「より支援給付金を交付する」を「よる」に改め、同条第 2 項中「保護金品」を「支援給付金品又は配偶者支援金」に、「様式第 3 3 号」を「様式第 3 5 号」に、「の保護」を「又は受給者の支援」に改める。

第 1 2 条中「様式第 3 4 号」を「様式第 3 6 号」に改める。

第 1 3 条中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 7 8 条の 2 の規定による支援給付金品を徴収金の納入に充てる旨の申出書（様式第 3 5 号）」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 7 8 条の 2 の規定による支援給付金品を徴収金の納入に充てる旨の申出書（様式第 3 7 号）」に改める。

様式第 1 2 号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

様式第 1 3 号中



「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等による支援給付申請書」  
を

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による支援給付申請書」  
に、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

様式第 1 4 号中

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等による葬祭支援給付申請書」  
を

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による葬祭支援給付申請書」  
に、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

様式第 1 7 号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

様式第 2 2 号中「支援給付（新規）決定通知書」を「支援給付決定通知書」に、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

様式第 2 3 号を次のように改める。

様式第 2 3 号 (第 6 条関係)

発第 年 月 日  
号

様

熊本市長

印

## 配偶者支援金決定通知書

年 月 日付けで申請された中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による配偶者支援金を、下記のとおり決定したので通知します。

## 記

1 配偶者支援金の開始時期 年 月

2 配偶者支援金の決定額

決定額
円

3 配偶者支援金を決定した理由

4 配偶者支援金の支給日及び支給方法

(備考)

- (1) この決定通知が申請書受理後 14 日を経過した理由
- (2) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、知事に対し審査請求をすることができます (なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- (3) 上記 (2) の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、市を被告として (訴訟において市を代表する者は市長となります。) この決定の取消しの訴えを提起することができます (なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日の翌日から起算して 50 日を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(注) この通知書は変更の場合にも用いるものとする。

様式第 2 4 号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

様式第 3 5 号中

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 7 8 条の 2 の規定による支援給付金品を徴収金の納入に充てる旨の申出書」

を

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 7 8 条の 2 の規定による支援給付金品を徴収金の納入に充てる旨の申出書」に、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同様式を様式第 3 7 号とする。

様式第 3 4 号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同様式を様式第 3 6 号とし、様式第 3 3 号を様式第 3 5 号とする。

様式第 3 2 号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に、「入所保護・養護」を「入所・養護」に改め、同様式を様式第 3 4 号とする。

様式第 3 1 号中

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等の規定に基づく報告について（依頼）」

を

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等の規定に基づく報告について（依頼）」に、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同様式を様式第 3 3 号とする。

## 様式第 3 0 号中

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等による支援給付の決定に伴う扶養義務者への通知について」

を

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による支援給付の決定に伴う扶養義務者への通知について」

に、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同様式を様式第 3 2 号とする。

## 様式第 2 9 号中

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等による支援給付の決定に伴う扶養義務について（照会）」

を

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による支援給付の決定に伴う扶養義務について（照会）」

に、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に、

「・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」

を

「・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」

に改め、同様式を様式第 3 1 号とする。

## 様式第 2 8 号中

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 2 9 条の規定に基づく調査について（依頼）」

を

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 2 9 条の規定に基づく調査について（依頼）」に、「支援給付の」を「支援給付若しくは配偶者支援金の」に、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項（同法第 1 5 条第 3 項において準用する場合を含む。）」に、

「・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律  
第 1 4 条第 4 項 この法律に特別な定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。」

を

「・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律  
第 1 4 条第 4 項 この法律に特別な定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。  
第 1 5 条第 3 項 前条第 4 項、第 5 項及び第 7 項の規定は、配偶者支援金の支給について準用する。」

に改め、同様式を様式第 3 0 号とし、様式第 2 7 号を様式第 2 9 号とする。

様式第 2 6 号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同様式を様式第 2 8 号とし、同様式の前に次の 1 様式を加える。

様式第 27 号 (第 6 条関係)

発第  
年 月 日

様

熊本市長

印

## 配偶者支援金廃止決定通知書

年 月 日第 号により決定した中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による配偶者支援金を下記のとおり廃止したから通知する。

## 記

## 1 廃止する時期

## 2 理由

(備考)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、知事に対し審査請求をすることができます (なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求することができなくなります。)

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、市を被告として (訴訟において市を代表する者は市長となります。) この決定の取消しの訴えを提起することができます (なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日の翌日から起算して 50 日を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第 25 号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同様式を様式第 26 号とし、同様式の前に次の 1 様式を加える。

様式第 25 号（第 6 条関係）

発第  
年 月 日

様

熊本市長

印

## 配偶者支援金申請却下通知書

年 月 日付けで申請された中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による配偶者支援金については、下記の理由で支給できないので却下します。

なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求することができなくなります。）。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日の翌日から起算して 50 日を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

## 記

- 1 却下の理由
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 2 この通知が申請書受理後 14 日を経過した理由



(熊本市ひとり親家庭等医療費助成規則等の一部改正)

第 2 条 次に掲げる規則の規定中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

- (1) 熊本市ひとり親家庭等医療費助成規則(昭和 57 年規則第 47 号)第 4 条第 2 号
- (2) 熊本市保育所における保育等に関する規則(昭和 62 年規則第 23 号)附則第 6 項の表、附則第 8 項の表及び別表
- (3) 熊本市子ども医療費助成規則(平成 11 年規則第 31 号)第 4 条第 4 号
- (4) 熊本市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(平成 24 年規則第 122 号)第 9 条

附 則

この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

## 規 則 第 87 号

平成 26 年 9 月 26 日

母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則

(熊本市会計規則の一部改正)

第 1 条 熊本市会計規則 (昭和 39 年規則第 29 号) の一部を次のように改正する。

別表第 3 中「母子寡婦福祉資金貸付金償還金」を「母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金」に改める。

(熊本市母子生活支援施設及び助産施設の入所等に関する規則の一部改正)

第 2 条 熊本市母子生活支援施設及び助産施設の入所等に関する規則 (昭和 49 年規則第 28 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 備考第 3 項第 2 号中「母子及び寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭和 39 年法律第 129 号) 第 6 条第 6 項」に、「女子」を「者」に改め、「及びこれに準ずる父子家庭の世帯」を削る。

(熊本市保育所における保育等に関する規則の一部改正)

第 3 条 熊本市保育所における保育等に関する規則 (昭和 62 年規則第 23 号) の一部を次のように改正する。

附則第 6 項の表備考第 6 項中「母子及び寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭和 39 年法律第 129 号) 第 6 条第 6 項」に、「いない女子」を「ない者」に改め、「及びこれに準ずる父子世帯」を削る。

附則第 8 項の表備考第 5 項及び附則第 11 項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法第 6 条第 6 項」に、「いない女子」を「ない者」に改め、「及びこれに準ずる父子世帯」を削る。

別表備考第 5 項第 1 号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法第 6 条第 6 項」に、「いない女子で、」を「ない者で」に改め、「及びこれに準ず

る父子世帯」を削る。

(社会福祉事務に関する権限委任規則の一部改正)

第 4 条 社会福祉事務に関する権限委任規則（平成 6 年規則第 6 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 3 項第 3 号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同号中エをカとし、ウの次に次のように加える。

エ 法第 3 1 条の 6 の規定による父子福祉資金の貸付けの決定に関する事。

オ 法第 3 1 条の 1 0 の規定による父子家庭自立支援給付金の支給の決定に関する事。

(熊本市事務分掌規則の一部改正)

第 5 条 熊本市事務分掌規則(平成 8 年規則第 3 8 号)の一部を次のように改正する。

別表(4)健康福祉子ども局の表子ども支援課の項事務分掌の欄第 1 9 号中「母子家庭自立支援給付金」を「母子家庭等自立支援給付金」に改め、同欄第 2 0 号中「母子寡婦福祉資金貸付金」を「母子父子寡婦福祉資金貸付金」に改め、同欄第 2 1 号中「母子寡婦福祉資金」を「母子父子寡婦福祉資金」に改め、同欄第 2 4 号中「母子福祉センター」を「母子・父子福祉センター」に改める。

(熊本市母子福祉センター条例施行規則の一部改正)

第 6 条 熊本市母子福祉センター条例施行規則（平成 1 7 年規則第 7 8 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本市母子・父子福祉センター条例施行規則

第 1 条中「熊本市母子福祉センター条例」を「熊本市母子・父子福祉センター条例」に改める。

(熊本市児童措置費負担金徴収規則の一部改正)

第 7 条 熊本市児童措置費負担金徴収規則（平成 2 2 年規則第 7 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 備考第 5 項第 2 号中「母子及び寡婦福祉法(昭和 3 9 年法律第 1 2 9 号)」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 3 9 年法律第 1 2 9 号）第 6 条第 6 項」に、「いない女子」を「ない者」に改め、「及びこれに準ずる父子世帯」を削る。

附 則

この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

規 則 第 88 号

平成 26 年 9 月 29 日

熊本市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則

熊本市区役所等事務分掌規則（平成 24 年規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表(1)区役所の表福祉課の項事務分掌の欄第 15 号を次のように改める。

(15) 配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書等の発行等に関する事。

附 則

この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

規 則 第 89 号

平成 26 年 9 月 29 日

熊本市福祉事務所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市福祉事務所事務分掌規則の一部を改正する規則

熊本市福祉事務所事務分掌規則（昭和 35 年規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条福祉課の項第 3 号中「係る証明書の発行等に関する事」を「関すること（区役所の所管に属するものを除く。）」に改め、同条保健子ども課の項第 5 号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

附 則

この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

規 則 第 90 号

平成 26 年 9 月 30 日

熊本市重度心身障害者医療費助成規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市重度心身障害者医療費助成規則の一部を改正する規則

熊本市重度心身障害者医療費助成規則（昭和 48 年規則第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 3 号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

第 8 条ただし書中「ただし、」の次に「国民健康保険法の規定により医療を受ける者（本市が行う国民健康保険の被保険者に限る。）及び」を加える。

別表中「別表」を「別表（第 7 条関係）」に改める。

附 則

この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

## 規 則 第 91 号

平成 26 年 9 月 30 日

熊本市児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の措置に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の措置に関する規則の一部を改正する規則

熊本市児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の措置に関する規則（平成 15 年規則第 25 号）の一部を次のように改正する。

別表備考第 1 項中「第 6 条の 2」を「第 6 条の 2 の 2 第 1 項」に改め、同表備考第 3 項第 3 号中「附則第 12 条」の次に「並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 5 号）附則第 59 条第 1 項及び第 60 条第 1 項」を加え、同表備考中第 7 項を第 8 項とし、第 6 項を第 7 項とし、第 5 項を第 6 項とし、第 4 項を第 5 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

- 4 小学校就学前児童（障害児通所支援に係る小学校就学の始期に達するまでの障害児又は幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学の始期に達するまでの児童をいう。以下同じ。）が 2 人以上いる障害児の扶養義務者（C1 及び C2 並びに D1 から D14 までの階層の者に限る。）に係る障害児通所支援 1 日当たりの徴収額は、次の表の左欄に掲げる障害児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

(1) 障害児(小学校就学前児童であるものを除く。)及び小学校就学前最年長児童(扶養義務者の小学校就学前児童のうち	障害児通所支援 1 日当たりの欄に定める額
---	-----------------------



最年長者をいう。次号において同じ。) である障害児	
(2) 扶養義務者の小学校就学前児童である障害児（小学校就学前最年長児童を除く小学校就学前児童のうち最年長者である障害児に限る。）	障害児通所支援 1 日当たりの欄に定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額
(3) 前 2 号に掲げる障害児以外の障害児	0 円

## 附 則

この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。ただし、別表備考第 1 項の改正規定は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

**訓 令**

訓 令 第 13 号

平成 26 年 9 月 30 日

熊本市事務決裁に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令

第 10 条子ども支援課長専決事項の項第 4 号中「母子家庭自立支援給付金」を「母子家庭等自立支援給付金」に、同項第 5 号中「母子寡婦福祉資金貸付金」を「母子父子寡婦福祉資金貸付金」に改める。

附 則

この訓令は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

<b>告 示</b>
------------

告示第 6 5 0 号

平成 2 6 年 9 月 1 7 日

屋外広告物法（昭和 2 4 年法律第 1 8 9 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき保管した広告物又は掲出物件について、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

撤去日	名称 又は種類	数量	撤去場所	保管 開始日
9月2日	はり札等	5	楠・九品寺・上南部	9月3日
9月4日	はり札等	5	池田・花園・手取本町	9月5日
9月5日	はり札等	4	高平・飛田・沼山津	9月6日
9月6日	はり札等	13	近見・砂原町	9月7日
9月9日	立看板等	3	上南部・新南部	9月10日
9月10日	立看板等	2	麻生田	9月11日
9月11日	はり札等	36	池田・出町・上熊本・清水新地・清水亀井町	9月12日
9月12日	はり札等	1	手取本町	9月13日
保管場所 熊本市花畑別館（熊本市中央区花畑町3-1）				

告示第 6 5 1 号

平成 2 6 年 9 月 1 7 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 5 条第 2 項の規定による届出がされたので、同法第 7 8 条及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 1 条の 2 の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地 並びに代表者の氏名	廃止年月日	サービスの 種類
4370106 694	けあら一ず水前寺指定通所介護事業所 熊本市中央区水前寺五丁目18番 13号	株式会社セラム 愛知県名古屋市北区大曾根一丁目 26番23号 代表取締役 玉置 正樹	平成26年 9月30日	通所介護 介護予防通 所介護

告示第 6 5 3 号

平成 2 6 年 9 月 1 8 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の指定、同法第 4 6 条第 1 項の指定、

同法第 4 8 条第 1 項第 1 号の指定及び同法第 5 3 条第 1 項本文の指定を更新したので、同法第 7 8 条及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 1 条の 2、同法第 8 5 条及び同法施行規則第 1 3 3 条の 2、同法第 9 3 条及び同法施行規則第 1 3 5 条の 2 並びに同法第 1 1 5 条の 1 0 及び同法施行規則第 1 4 0 条の 2 3 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

事業所番号	サービス名	指定(更新)日	事業所名称	所在地	申請者名称	主事務所所在地	代表者職名	代表者名
4310 1185 28	訪問介護	平成26年 12月12日	竜山ヘルパー ステーション	熊本市北区 室園町10 番17号	医療法人山部 会	熊本市北区室園町 10番17号	理事長	山部 英 則
4310 1248 31	居宅介護 支援	平成26年 12月27日	指定居宅介護 支援事業所あ れつく	熊本市東区 秋津町秋田 3441番 地20	医療法人社団 熊本労安会	熊本市東区秋津町 秋田3441番地 20	理事長	木村 孝 文
4310 1257 54	居宅介護 支援	平成26年 11月25日	橋本整形外科 内科居宅介護 支援事業所	熊本市北区 改寄町23 80番地5	医療法人裕和 会	熊本市北区改寄町 2380番地5	理事長	橋本 裕 一
4360 1905 42	訪問看護	平成27年 1月1日	九州記念病院 訪問看護ステ ーション	熊本市中央 区水前寺公 園3番38 号	医療法人社団 岡山会	熊本市中央区水前 寺公園3番38号	理事長	岡山 洋 二
4360 1905 42	介護予防 訪問看護	平成27年 1月1日	九州記念病院 訪問看護ステ ーション	熊本市中央 区水前寺公 園3番38 号	医療法人社団 岡山会	熊本市中央区水前 寺公園3番38号	理事長	岡山 洋 二
4370 1021 56	居宅介護 支援	平成26年 12月25日	くまもとケア センターそよ 風	熊本市東区 山ノ内三丁 目9番27 号	株式会社ユニ マットそよ風	東京都港区南青山 二丁目12番14 号	代表取 締役	平家 伸 吾
4370 1024 12	介護老人 福祉施設	平成26年 11月1日	特別養護老人 ホームあいこ う	熊本市北区 清水新地三 丁目5番3 3号	社会福祉法人 愛光会	熊本市北区清水新 地三丁目5番33 号	理事長	高瀬 直 善
4370 1024 46	短期入所 生活介護	平成26年 11月1日	指定短期入所 生活介護事業 所あいこ	熊本市北区 清水新地三 丁目5番3 3号	社会福祉法人 愛光会	熊本市北区清水新 地三丁目5番33 号	理事長	高瀬 直 善
4370 1024 20	通所介護	平成26年 11月1日	指定通所介護 事業所あいこ う	熊本市北区 清水新地三 丁目5番3 3号	社会福祉法人 愛光会	熊本市北区清水新 地三丁目5番33 号	理事長	高瀬 直 善
4370 1024 04	居宅介護 支援	平成26年 10月5日	指定居宅介護 支援事業所あ いこ	熊本市北区 清水町新地 三丁目5番 33号	社会福祉法人 愛光会	熊本市北区清水新 地三丁目5番33 号	理事長	高瀬 直 善

4370 1024 38	訪問介護	平成26年 11月1日	指定訪問介護 事業所あいこ う	熊本市北区 清水新地三 丁目5番3 3号	社会福祉法人 愛光会	熊本市北区清水新 地三丁目5番33 号	理事長	高瀬 直 善
4370 1027 50	訪問介護	平成26年 11月6日	訪問介護事業 所あじさい	熊本市北区 麻生田四丁 目18番2 0号	有限会社介護 サービス事業 所あじさい	熊本市北区麻生田 四丁目18番20 号	取締役	赤崎 文 明
4370 1027 68	居宅介護 支援	平成26年 11月6日	居宅介護支援 事業所あじさ い	熊本市北区 麻生田四丁 目18番2 0号	有限会社介護 サービス事業 所あじさい	熊本市北区麻生田 四丁目18番20 号	取締役	赤崎 文 明
4370 1027 76	福祉用具 貸与	平成26年 12月4日	福祉用具貸与 事業所パニコ ム	熊本市南区 海路口町4 99番地2	有限会社パニ コム	熊本市南区海路口 町499番地2	代表取 締役	森瀬 伸 哉
4370 1027 84	訪問介護	平成26年 12月4日	有限会社在宅 サービスかみ ふうせん	熊本市北区 高平三丁目 11番58 号 宮の森 ハイツ1階	有限会社在宅 サービスかみ ふうせん	熊本市北区高平三 丁目11番58号 宮の森ハイツ1階	取締役	山中 敦 子
4370 1027 84	居宅介護 支援	平成26年 12月4日	有限会社在宅 サービスかみ ふうせん	熊本市北区 高平三丁目 11番58 号 宮の森 ハイツ1階	有限会社在宅 サービスかみ ふうせん	熊本市北区高平三 丁目11番58号 宮の森ハイツ1階	取締役	山中 敦 子
4370 1031 21	訪問介護	平成26年 11月1日	さぷらい	熊本市西区 池田二丁目 1番49号	サプライ有限 会社	熊本市西区池田二 丁目1番49号	代表取 締役	林 明敏
4370 1031 47	通所介護	平成26年 11月1日	デイサービス センター下通 り	熊本市中央 区下通二丁 目1番4号	社会福祉法人 水光会	宇城市松橋町竹崎 1142番地1	理事長	水民 婦 而子
4370 1031 62	訪問介護	平成26年 12月1日	IOB訪問介 護事業所	熊本市中央 区北千反畑 町5番13 号 メゾン ドあい30 8号室	特定非営利活 動法人IOB ス ポーツ推進事 業団	熊本市中央区水前 寺三丁目44番3 4号	理事長	福島 貴 志
4370 1031 88	訪問介護	平成26年 12月10日	在宅センター りんどう	熊本市東区 桜木四丁目 7番9号	有限会社りん どう	熊本市東区桜木四 丁目7番9号	代表取 締役	大見 成 一
4370 1031 96	居宅介護 支援	平成26年 12月17日	居宅介護支援 事業所 なで しこ	熊本市中央 区北千反畑 町2番2号 2F	医療法人起生 会	熊本市中央区北千 反畑町2番5号	理事長	吉田 憲 史

4370 1050 68	介護予防 通所介護	平成26年 10月6日	健軍くらしさ さえ愛工房	熊本市東区 栄町2番1 5号	特定非営利活 動法人おーさ あ	熊本市東区栄町2 番15号	理事長	小笠原 嘉祐
4370 1064 13	訪問介護	平成26年 10月6日	社会福祉法人 熊本市社会福 祉協議会	熊本市南区 富合町菰江 293番地	社会福祉法人 熊本市社会福 祉協議会	熊本市中央区新町 二丁目4番27号	会長	潮谷 愛 一
4370 1064 13	介護予防 訪問介護	平成26年 10月6日	社会福祉法人 熊本市社会福 祉協議会	熊本市南区 富合町菰江 293番地	社会福祉法人 熊本市社会福 祉協議会	熊本市中央区新町 二丁目4番27号	会長	潮谷 愛 一
4370 1064 21	居宅介護 支援	平成26年 10月6日	社会福祉法人 熊本市社会福 祉協議会	熊本市南区 富合町菰江 293番地	社会福祉法人 熊本市社会福 祉協議会	熊本市中央区新町 二丁目4番27号	会長	潮谷 愛 一
4370 1064 54	通所介護	平成26年 11月6日	赤い実	熊本市中央 区水前寺二 丁目18番 12号	株式会社デイ ホーム水前寺	熊本市中央区水前 寺二丁目18番1 2号	代表取 締役	伊牟田 淳子
4370 1064 54	介護予防 通所介護	平成26年 11月6日	赤い実	熊本市中央 区水前寺二 丁目18番 12号	株式会社デイ ホーム水前寺	熊本市中央区水前 寺二丁目18番1 2号	代表取 締役	伊牟田 淳子
4370 1064 62	通所介護	平成26年 11月17日	こんぺいとう	熊本市東区 下江津六丁 目10番3 0号	有限会社リビ ング・ウイル・ サポート	熊本市東区下南部 二丁目15番11 号	代表取 締役	坂田 和 也
4370 1064 62	介護予防 通所介護	平成26年 11月17日	こんぺいとう	熊本市東区 下江津六丁 目10番3 0号	有限会社リビ ング・ウイル・ サポート	熊本市東区下南部 二丁目15番11 号	代表取 締役	坂田 和 也
4370 1064 88	訪問介護	平成26年 12月1日	訪問介護事業 所ファーマダ イワ介護サー ビスセンター	熊本市南区 流通団地一 丁目53番 地	株式会社ファ ーマダイワ	熊本市南区流通団 地一丁目56番地	代表取 締役	岡山 善 郎
4370 1064 88	介護予防 訪問介護	平成26年 12月1日	訪問介護事業 所ファーマダ イワ介護サー ビスセンター	熊本市南区 流通団地一 丁目53番 地	株式会社ファ ーマダイワ	熊本市南区流通団 地一丁目56番地	代表取 締役	岡山 善 郎
4370 1064 96	居宅介護 支援	平成26年 12月1日	居宅介護支援 事業所ファ ーマダイワ介 護サービスセ ンター	熊本市南区 流通団地一 丁目53番 地	株式会社ファ ーマダイワ	熊本市南区流通団 地一丁目56番地	代表取 締役	岡山 善 郎
4370 1065 12	居宅介護 支援	平成26年 12月10日	ケアプランセ ンターふくだ	熊本市北区 西梶尾町8 08番地8	株式会社エム ケア	熊本市北区西梶尾 町808番地8	代表取 締役	福田 ま り子

4370 1065 38	短期入所 療養介護	平成27年 1月1日	朝日野総合病 院	熊本市北区 室園町12 番10号	医療法人朝日 野会	熊本市北区室園町 12番10号	理事長	清水 安 全
4370 1065 38	介護予防 短期入所 療養介護	平成27年 1月1日	朝日野総合病 院	熊本市北区 室園町12 番10号	医療法人朝日 野会	熊本市北区室園町 12番10号	理事長	清水 安 全

告 示 第 6 5 4 号

平成26年9月18日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした平山町自治会から、同条第11項の規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

役員

「隣保班長 4名」

を

「隣保班長 5名」

に改める

附則

この規約の変更は、平成26年4月1日から施行する。

を追加する

告 示 第 6 5 5 号

平成26年9月18日

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定による届出がされたので、同法第85条及び同法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第133条の2の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並 びに代表者の氏名	廃止年月日	サービスの 種類
4370103 320	居宅介護支援事業所たいのしま 熊本市南区田辺町田井島224	特定医療法人萬生会 熊本市南区迎町田井島224 理事長 河北 誠	平成26年 9月30日	居宅介護支 援

告 示 第 6 5 6 号

平成26年9月18日

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定による届出がされたので、同法第85条及び同法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第133条の2の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並 びに代表者の氏名	廃止年月日	サービスの 種類
4370107 494	居宅介護支援事業所しみず 熊本市北区清水亀井町1番26号	特定医療法人萬生会 熊本市南区迎町田井島224 理事長 河北 誠	平成26年 9月30日	居宅介護支 援

## 告示第 6 5 8 号

平成 26 年 9 月 19 日

国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項の規定に基づく交付要求通知書について、送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、送達ができないので、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）

1 人

## 告示第 6 5 9 号

平成 26 年 9 月 19 日

国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 54 条の規定に基づく差押調書（謄本）及び同法第 131 条第 3 号の規定に基づく配当計算書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）第 13 条の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）

3 人

2 送達をする書類名

差押調書（謄本）

配当計算書

## 告示第 6 6 0 号

平成 26 年 9 月 22 日

土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、平成 25 年告示第 483 号で指定した要措置区域の全部について同項の指定を解除するので、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 要措置区域の指定を解除する土地の所在地

熊本市中央区本荘町字松原 365 番の一部

2 同条第 1 項の指定の事由がなくなったと認める特定有害物質の種類

水銀及びその化合物

3 当該要措置区域において講じられた措置

土壌汚染の除去



## 告 示 第 6 6 1 号

平成 26 年 9 月 22 日

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の指定をしたので、同法第78条及び同法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の2の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
4370110 753	茶話本舗デイサービス若葉苑 熊本市東区若葉三丁目1番16号	株式会社真聖 熊本市東区東野三丁目7番17号 代表取締役秋吉 千帆	平成26年 10月1日	通所介護

## 告 示 第 6 6 2 号

平成 26 年 9 月 22 日

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の指定及び同法第53条第1項本文の指定をしたので、同法第78条及び同法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の2並びに同法第115条の10及び同法施行規則第140条の23の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
4370110 761	本妙寺通りデイサービス 熊本市西区花園二丁目12番44号	合同会社ヘッドアップ 熊本市西区花園二丁目12番44号 代表社員 上村 悦雄	平成26年 9月22日	通所介護
4370110 761	本妙寺通りデイサービス 熊本市西区花園二丁目12番44号	合同会社ヘッドアップ 熊本市西区花園二丁目12番44号 代表社員 上村 悦雄	平成26年 9月22日	介護予防 通所介護

## 告 示 第 6 6 3 号

平成 26 年 9 月 22 日

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条及び同法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第133条の2の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
4370110 746	マノリアル本荘 居宅介護支援事業所 熊本市中央区本荘五丁目10番23号	社会福祉法人熊本厚生事業福祉会 熊本市中央区本荘五丁目10番23号 理事長 野口 駿	平成26年 10月1日	居宅介護 支援

## 告 示 第 6 6 4 号

平成 26 年 9 月 22 日

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条及び同法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第1

33条の2の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並び に代表者の氏名	指定年月日	サービスの 種類
4370110 720	ケアセンター サンフラワー 熊本市南区城南町隈庄422	合同会社サンスマイル 熊本市南区野田二丁目9番12号 代表社員 松本 由美	平成26年 10月1日	居宅介護支 援

告 示 第 6 6 5 号

平成26年9月22日

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条及び同法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第133条の2の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並 びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの 種類
4370110 738	熊本市社会福祉事業団 北部居宅 介護支援事業所 熊本市北区武蔵ヶ丘一丁目15番 17号ムサシ1番館D	社会福祉法人熊本市社会福祉事業団 熊本市南区平成一丁目16番18号 理事長 奥山 康雄	平成26年 10月1日	居宅介護支 援

告 示 第 6 6 6 号

平成26年9月24日

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の指定及び同法第53条第1項本文の指定をしたので、同法第78条及び同法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の2並びに同法第115条の10及び同法施行規則第140条の23の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並 びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの 種類
4370110 779	デイサービス ライフワン熊本 熊本市西区八島二丁目4番18号	株式会社ライフワン 福岡県春日市惣利6-107 代表取締役 伊牟田 裕子	平成26年 10月1日	通所介護
4370110 779	デイサービス ライフワン熊本 熊本市西区八島二丁目4番18号	株式会社ライフワン 福岡県春日市惣利6-107 代表取締役 伊牟田 裕子	平成26年 10月1日	介護予防通 所介護

告 示 第 6 6 8 号

平成26年9月25日

県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸山政史

道路の種類	路線名	道路の区域	供用開始の期日
		区 間	
主要地方道	熊本高森線	西区田崎本町18番5地先から 西区田崎本町5番1地先まで	平成26年9月25日

告 示 第 6 6 9 号

平成26年9月25日

市道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

整理番号	路線名	道路の区域			
		区 間	旧新の別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
6-185	田崎本町田崎1丁目第1号線	西区田崎本町5番1地先から 西区田崎本町42番3地先まで	旧	6.3 ～ 6.3	20.9
		西区田崎本町5番1地先から 西区田崎本町42番3地先まで	新	6.3 ～ 13.0	20.9

告 示 第 6 7 0 号

平成26年9月25日

市道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

整理番号	路線名	道路の区域	供用開始の期日
		区 間	
6-185	田崎本町田崎1丁目第1号線	西区田崎本町5番1地先から 西区田崎本町42番3地先まで	平成26年9月25日

告 示 第 6 7 2 号

平成 26 年 9 月 26 日

市税督促状の送達を受けるべき者の住所又は居所が不明のため、当該書類を送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）第 13 条の規定に基づき告示する。

なお、督促状は熊本市財政局納税課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸山政史

1 督促状送達の効力の発生日

この掲示を始めた日から起算して 7 日を経過した日

2 督促状の送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）

- (1) 市県民税（普通徴収） 7 件
- (2) 固定資産税 443 件
- (3) 軽自動車税 625 件
- (4) 市県民税（特別徴収） 16 件
- (5) 法人市民税 5 件

告 示 第 6 7 3 号

平成 26 年 9 月 29 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の指定及び同法第 53 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 78 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 2 並びに同法第 115 条の 10 及び同法施行規則第 140 条の 23 の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並び に代表者の氏名	指定年月日	サービ スの種 類
4370110 795	通所介護事業所 ソレイシア 熊本市中央区国府三丁目 12 番 3 0 号	合同会社リバティ 熊本市中央区保田窪一丁目 7 番 27 号 代表社員 大島 あさな	平成 26 年 10 月 1 日	通所介護
4370110 795	通所介護事業所 ソレイシア 熊本市中央区国府三丁目 12 番 3 0 号	合同会社リバティ 熊本市中央区保田窪一丁目 7 番 27 号 代表社員 大島 あさな	平成 26 年 10 月 1 日	介護予 防 通所介護

告 示 第 6 7 4 号

平成 26 年 9 月 30 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当する機関を指定したので、生活保護法第 55 号の 2 第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	事業の種類	指定年月日
共生薬局 熊本市南区御幸笛田二丁目 15 番 4 3 号 アルファルマ株式会社 代表取締役 佐藤 拓司	居宅療養管理指導・介護予 防居宅療養管理指導	平成 26 年 8 月 15 日

介護付き有料老人ホーム 川尻ヒルズ 熊本市南区南高江七丁目3番 社会福祉法人 竹崎記念福祉会 理事長 中村 幸子	特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護	平成26年8月20日
さくら苑デイサービス 熊本市南区城南町舞原1466-1 株式会社 リニエルサプライ 代表取締役 中村 正章	通所介護	平成26年9月1日
訪問介護ゆめらいふ 熊本市西区池田一丁目34-10 有限会社 啓宏社 代表取締役 重岡 啓一	訪問介護・介護予防訪問介護	平成26年9月8日
訪問介護ステーション まきの木 熊本市南区城南町鰐瀬865番地1 株式会社ソフィアライン 代表取締役 重富 久美子	訪問介護	平成26年9月1日
たっく地域支援センター 熊本市東区上南部二丁目1番67号 株式会社くますま 代表取締役 河添 竜志郎	居宅介護支援	平成26年9月1日
居宅介護支援センター ケアサポート帯山 熊本市中央区帯山七丁目4番41号 合同会社グリーンライフ 代表社員 毛利 緑	居宅介護支援	平成26年9月1日

告示第675号

平成26年9月30日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定により次の指定介護機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

熊本市長 幸山 政史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	廃止年月日
尾ノ上託麻台診療所 熊本市東区尾ノ上一丁目14-27 院長 森 修	平成26年9月30日
けあらーず水前寺指定通所介護事業所 熊本市中央区水前寺五丁目18番13号 株式会社 セラム 代表取締役 玉置 正樹	平成26年9月30日
けあらーず水前寺指定訪問介護事業所 熊本市中央区水前寺五丁目18番13号 株式会社 セラム 代表取締役 玉置 正樹	平成26年9月30日

告示第676号

平成26年9月30日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助

及び医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、生活保護法第 55 条の 2 第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

医療（施術）機関名称・所在地・開設者氏名	診療科目	指定年月日
(医科)		
メンタルクリニック保田窪 熊本市東区保田窪五丁目 10-23 医療法人横田会 理事長 横田 周三	精神科、児童精神科	平成 26 年 9 月 1 日
(歯科)		
さくらぎ歯科クリニック 熊本市東区錦ヶ丘 5 番 25 号 立井 雄三	歯科、歯科口腔外科	平成 26 年 8 月 1 日
熊本駅前矯正歯科クリニック 熊本市西区春日 5-6-5 田中スクエアビル 1F-B 上村 裕希	矯正歯科	平成 26 年 8 月 18 日
ゆうだい歯科医院 熊本市東区花立五丁目 9-25 田中 雄大	歯科、小児歯科、 歯科口腔外科	平成 26 年 8 月 19 日
(薬局)		
ほたる薬局 熊本市北区鶴羽田一丁目 14 番 5 号 株式会社トータル・メディカルサービス 代表取締役 錦戸 裕幸	薬局	平成 26 年 7 月 1 日
なの花薬局シャワー通り店 熊本市中央区下通二丁目 5 番 19 号 株式会社トータル・メディカルサービス 代表取締役 錦戸 裕幸	薬局	平成 26 年 7 月 1 日
麦わら調剤薬局 熊本市東区小山町 1815-1 TMP 株式会社 代表取締役 寺岡 一英	薬局	平成 26 年 9 月 1 日
(あん摩・マッサージ)		
l e a f 在宅マッサージ 井 珠美 熊本市東区戸島本町 7 番 1 号 株式会社 R a i b r i d g e 代表取締役 富岡 美奈	あん摩・マッサージ	平成 26 年 8 月 21 日
合同会社 アーク訪問マッサージ 江島 照美 熊本市東区小峯四丁目 2 番 43 号 合同会社 アーク訪問マッサージ 代表社員 岡本 文子	あん摩・マッサージ	平成 26 年 9 月 2 日

告 示 第 6 7 7 号

平成 26 年 9 月 30 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により次の指定医療機関から変更の

届出があったので、同法第 5 5 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

医療（施術）機関名称・所在地・開設者氏名		変更年月日	変更事由
(柔道整復)			
新	帯山鍼灸整骨院 熊本市中央区帯山三丁目 7 番 3 0 号 徳留 清人	平成 2 5 年 1 月 1 6 日	名称変更
旧	帯山整骨院 熊本市中央区帯山三丁目 7 番 3 0 号 徳留 清人		
新	禅整骨院はません院 熊本市南区田井島一丁目 2 番 1 号 メディカルネットサービス K S 株式会社 代表取締役 勝山 大輔	平成 2 6 年 8 月 1 日	名称変更
旧	整骨院 Z E N はません院 熊本市南区田井島一丁目 2 番 1 号 メディカルネットサービス K S 株式会社 代表取締役 勝山 大輔		
(はり・きゅう)			
新	慈温堂鍼灸治療院 熊本市南区砂原町 1 3 6 - 6 熊本市鍼灸マッサージ師会 会長 高橋 武良	平成 2 6 年 8 月 1 5 日	所在地変更
旧	慈温堂鍼灸治療院 熊本市南区十禅寺二丁目 3 - 6 熊本市鍼灸マッサージ師会 会長 高橋 武良		

告 示 第 6 7 8 号

平成 2 6 年 9 月 3 0 日

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 0 条の 2 の規定により次の指定医療機関から廃止の届出があったので、同法第 5 5 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

医療機関名称・所在地・開設者氏名	廃止年月日
(医科)	
尾ノ上託麻台診療所 熊本市東区尾ノ上一丁目 1 4 - 2 7 森 修	平成 2 6 年 9 月 3 0 日
(薬局)	
ほたる薬局 熊本市北区鶴羽田一丁目 1 4 番 5 号 株式会社九州ファーマシー 代表取締役 錦戸 裕幸	平成 2 6 年 6 月 3 0 日
なの花薬局シャワー通り店 熊本市中央区下通二丁目 5 番 1 9 号 株式会社九州ファーマシー 代表取締役 錦戸 裕幸	平成 2 6 年 6 月 3 0 日

## 告 示 第 6 7 9 号

平成 26 年 9 月 30 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により次の指定医療機関から休止の届出があったので、同法第 55 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

医療機関名称・所在地・開設者氏名	休止年月日
(医科)	
仁誠会クリニック新屋敷 熊本市中央区新屋敷一丁目 14 番 2 号 医療法人社団仁誠会 理事長 田尻 宗誠	平成 26 年 8 月 10 日

## 告 示 第 6 8 0 号

平成 26 年 9 月 30 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の指定及び同法第 53 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 78 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 2 並びに同法第 115 条の 10 及び同法施行規則第 140 条の 23 の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
4360190 773	アップルハート訪問看護ステーション熊本北 熊本市北区植木町舞尾 589-1	株式会社麻生介護サービス 福岡市博多区博多駅前三丁目 25 番 24 号 代表取締役 新開 昌伸	平成 26 年 10 月 1 日	訪問看護
4360190 773	アップルハート訪問看護ステーション熊本北 熊本市北区植木町舞尾 589-1	株式会社麻生介護サービス 福岡市博多区博多駅前三丁目 25 番 24 号 代表取締役 新開 昌伸	平成 26 年 10 月 1 日	介護予防 訪問看護

## 告 示 第 6 8 1 号

平成 26 年 9 月 30 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の指定及び同法第 53 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 78 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 2 並びに同法第 115 条の 10 及び同法施行規則第 140 条の 23 の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
4370110 787	きずな株式会社 訪問介護サービス 熊本市西区松尾町上松尾 152-2 エクシード松尾 103	株式会社きずな 熊本市西区松尾町上松尾 152-2 エクシード松尾 103 代表取締役 前田 伸太郎	平成 26 年 11 月 1 日	訪問介護
4370110 787	きずな株式会社 訪問介護サービス 熊本市西区松尾町上松尾 152-2 エクシード松尾 103	株式会社きずな 熊本市西区松尾町上松尾 152-2 エクシード松尾 103 代表取締役 前田 伸太郎	平成 26 年 11 月 1 日	介護予防訪 問介護



告 示 第 6 8 2 号

平成 2 6 年 9 月 3 0 日

国税徴収法（昭和 3 4 年法律第 1 4 7 号）第 1 3 1 条第 3 号の規定に基づく配当計算書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 2 5 年告示第 8 9 号）第 1 3 条の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）  
1 人
- 2 送達をする書類名  
配当計算書

告 示 第 6 8 3 号

平成 2 6 年 9 月 3 0 日

国税徴収法（昭和 3 4 年法律第 1 4 7 号）第 5 4 条第 2 項の規定に基づく差押通知書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 2 5 年告示第 8 9 号）第 1 3 条の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

国税徴収法第 5 4 条第 2 項に基づく差押通知書の送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）

1 人

## 公 告

公 告 第 6 6 7 号

平成 2 6 年 9 月 1 6 日

熊本市田井島南土地区画整理組合の定款変更について、土地区画整理法（昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号）第 3 9 条第 1 項の規定により認可したので、同条第 4 項の規定により公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 組合の名称  
熊本市田井島南土地区画整理組合
- 2 事業施行期間  
平成 2 1 年 8 月 4 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで
- 3 施行地区  
熊本市田井島三丁目、良町一丁目、良町四丁目の各一部
- 4 事務所の所在地  
熊本市田井島三丁目 8 番 1 号
- 5 設立認可の年月日  
平成 2 1 年 8 月 4 日
- 6 定款変更認可の年月日  
平成 2 6 年 9 月 1 2 日

公 告 第 6 7 0 号

平成 2 6 年 9 月 1 6 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市南区域南町舞原字東 1 9 5 番 2、1 9 6 番 5  
4 9 5. 8 7 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市南区域南町下宮地  
氏名 登載省略

公 告 第 6 7 2 号

平成 2 6 年 9 月 1 9 日

地方自治施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「令」という。）第 1 6 7 条の 5 第 1 項、第 1 6 7 条の 1 1 第 2 項及び熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成 2 0 年告示第 7 3 1 号）の規定に基づき、熊本市が発注する業務委託契約等に係る一般競争入札、指名競争入札及び随意契約に参加する者に必要な資格、その他について次のとおり定めたので公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 登録できる者の資格  
契約希望者として登録することができる者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。
  - (1) 令第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当する者
  - (2) 営業に関し、別表に定める許認可、免許等を得ていない者
  - (3) 申請書を受理した日の属する月の初日以前 1 年以上引き続き同種の営業を営んでいない者
  - (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成 1 8 年告示第 1 0 5 号）第 3 条第 1 号に該当する者※ 市税並びに消費税及び地方消費税の滞納がある者については、参加資格者として登録は行いが、熊本市業務委託契約等に係る指名競争入札参加者等指名基準取扱い要綱（平成 2 0 年 1 2 月 2 6 日施行）に従い、納税されるまでは指名を行わず、また見積合わせに参加できないものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、次に掲げる事項を業務委託契約等に係る競争入札に参加する資格審査の要件とする。
  - (1) 売上高
  - (2) 従業員の状況
  - (3) 資本額
  - (4) 営業年数
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める項目
- 3 登録申請の受付期間
  - (1) 定期受付の場合 平成 2 6 年 1 0 月 1 日（水）から平成 2 6 年 1 0 月 3 1 日（金）まで  
（土・日曜日、祝日を除く。）
  - (2) 随時受付の場合 平成 2 7 年 4 月 1 日（水）から閉庁日を除く毎日  
（ただし、月単位の受付とする。）※受付時間：9 時から 1 6 時まで（ただし、正午から 1 3 時までを除く。）
- 4 登録申請の受付場所
  - (1) 定期受付の場合 熊本市中央区花畑町 3 - 1  
（花畑町別館 4 階）  
熊本市総務局契約検査総室物品契約班
  - (2) 随時受付の場合 熊本市中央区花畑町 3 - 1  
（花畑町別館 4 階）  
熊本市総務局契約検査総室物品契約班
- 5 申請書の提出方法

持参もしくは郵送

ただし、郵送による定期受付の場合は、平成 26 年 10 月 1 日（水）から平成 26 年 10 月 31 日（金）までの必着とする。

6 登録決定の通知

契約希望者登録決定通知書を発送するとともに、登録決定者は登録名簿に登載するものとする。

7 登録資格の有効期間

(1) 定期受付 平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

(2) 随時受付 当該資格の認定がされたときから平成 29 年 3 月 31 日まで

8 申請書の提出

競争入札等参加資格審査申請書を本市において定める様式により、次に掲げる書類を添えて提出すること。

ア 競争入札参加資格審査申請書

様式第 1 号 申請書

様式第 1 号の 2 経営の状況等

様式第 1 号の 3 参加希望業種表

様式第 1 号の 4 建物清掃業者用個別調書

様式第 1 号の 5 複写機賃貸借業者用個別調書

様式第 1 号の 6 建物清掃・複写機賃貸借業者用資本関係・人的関係調書

様式第 2 号 誓約書

様式第 3 号 使用印鑑届

様式第 4 号 委任状（支店等で直接取り引きする場合）

様式第 5 号 契約実績一覧表

様式第 5 号の 2 建物清掃業者用契約実績一覧表

イ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）

ウ 印鑑証明書

エ 消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書

オ 市税滞納有無調査承諾書

カ 特別徴収実施確認書

キ 役員等名簿及び照会承諾書

ク 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等）直近 2 年度分

ケ 許認可・資格免許等証明書の写し

コ 封筒（82 円切手貼付）

サ 相手方登録申請書

シ ISO 認証登録証

ス その他市長が必要と認める書類

9 提出部数

8 アからスに記載する申請書及び書類を各 1 部とする。

10 その他留意事項

(1) 提出された申請書及び添付書類は返却しない。

(2) 提出書類の修正指示、不足書類の提出指示に対して、迅速かつ誠実に対応しない場合は、申請の意思がないものとみなす。

公 告 第 6 7 5 号

平成 26 年 9 月 22 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市東区山ノ神二丁目 3 4 2 2 番  
2, 1 6 4. 8 1 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市中央区水前寺三丁目  
氏名 登載省略  
熊本市中央区島崎一丁目 3 2 番 8 号  
株式会社エフティーメディカル  
代表取締役 福留 伸幸

公 告 第 6 7 6 号

平成 2 6 年 9 月 2 2 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市東区山ノ神一丁目 3 3 0 2 番 1 の一部、3 3 0 3 番  
1, 6 9 2. 4 0 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市東区山ノ神一丁目  
氏名 登載省略

公 告 第 6 7 7 号

平成 2 6 年 9 月 2 2 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市南区御幸笛田七丁目 1 5 7 3 番 9、1 5 7 3 番 1 0、1 5 7 5 番 2、1 5 7 5 番 4、1 5 7 5 番 5（2 工区）  
2, 1 2 4. 6 8 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市南区御幸笛田七丁目  
氏名 登載省略  
熊本市南区良町四丁目 1 番 7 0 号  
アグリ開発 株式会社  
代表取締役 米森 初江

公 告 第 6 7 8 号

平成 2 6 年 9 月 2 2 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市南区海路口町字採蠟司開 5 3 番 3

330.58平方メートル

- 許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本県宇城市小川町江頭  
氏名 登載省略

公告第 679 号

平成 26 年 9 月 22 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市西区春日二丁目 551 番の一部  
6,916.90 平方メートル（二工区）
- 許可を受けた者の住所及び氏名  
福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番 7 号  
国土交通省九州地方整備局長 金尾 健司  
熊本市中央区本荘六丁目 17 番 21 号  
株式会社 熊本合同庁舎 PFI  
代表取締役 丸山 明

公告第 680 号

平成 26 年 9 月 24 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市東区広木町 93 番 1、93 番 4、93 番 5、108 番、109 番、110 番、120 番、  
121 番 1、121 番 2、121 番 3 及び里道  
3,043.30 平方メートル
- 許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市東区京塚本町 48 番 34 号  
株式会社 環境都市開発  
代表取締役 林 裕之

公告第 686 号

平成 26 年 9 月 29 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市北区植木町那知字本村 213 番 1  
486.76 平方メートル
- 許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市中央区新町三丁目  
氏名 登載省略

## 公 告 第 6 8 7 号

平成 2 6 年 9 月 2 9 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市東区戸島四丁目 3 8 0 8 番 3  
3 7 3 . 5 9 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本県菊池郡菊陽町花立一丁目  
氏名 登載省略

## 公 告 第 6 8 9 号

平成 2 6 年 9 月 3 0 日

熊本都市計画事業田井島南土地区画整理事業の事業計画変更（第 4 回）について、土地区画整理法（昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号）第 3 9 条第 1 項の規定により認可したので、同法第 3 9 条第 4 項の規定により公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 組合の名称  
熊本市田井島南土地区画整理組合
- 2 事業施行期間  
平成 2 1 年 8 月 4 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで
- 3 施行地区  
熊本市南区田井島三丁目、良町一丁目、良町四丁目の各一部
- 4 事務所の所在地  
熊本市南区田井島三丁目 8 番 1 号
- 5 設立認可の年月日  
平成 2 1 年 8 月 4 日
- 6 事業計画変更認可の年月日  
平成 2 6 年 9 月 2 9 日

## 公 告 第 6 9 0 号

平成 2 6 年 9 月 3 0 日

農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 5 5 年政令 2 1 9 号）第 2 条の規定により、農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想を変更したので、農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 6 条第 6 項の規定により公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 縦覧場所  
熊本市農水商工局農業政策課担い手推進室

## 公 告 第 6 9 1 号

平成 2 6 年 9 月 3 0 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市西区上代六丁目 2 5 9 4 番 2

2 2 5 . 6 7 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市西区上代三丁目

氏名 登載省略

公 告 第 6 9 2 号

平成 2 6 年 9 月 3 0 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区富合町榎津字琵琶崎 1 3 6 7 番 1、1 3 6 8 番 7

4 9 8 . 8 3 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市北区津浦町

氏名 登載省略

## 南 区

南 区 告 示 第 8 号

平成 2 6 年 9 月 1 6 日

住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 8 条及び第 1 2 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 2 6 年 9 月 3 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市南区長 永 目 工 嗣

以下、登載省略

南 区 告 示 第 9 号

平成 2 6 年 9 月 1 9 日

住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 8 条及び第 1 2 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 2 6 年 9 月 2 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市南区長 永 目 工 嗣

以下、登載省略

## 北 区

北 区 告 示 第 7 号

平成 2 6 年 9 月 1 8 日

住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 8 条及び第 1 2 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 2 6 年 8 月 1 9 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市北区長 田 上 美 智 子

以下、登載省略

**交 通 局**

交通局規程第 17 号

平成 26 年 9 月 30 日

熊本市軌道条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市交通事業管理者 西 本 賢 正

熊本市軌道条例施行規程の一部を改正する規程

熊本市軌道条例施行規程（平成 14 年交通局規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号別表第 2 を別表第 1 に改め、同項第 3 号別表第 3 を別表第 2 に改め、同項第 4 号別表第 5 を別表第 3 に改め、同項第 5 号別表第 6 を別表第 4 に改め、同項第 6 号別表第 7 を別表第 5 に改める。

第 2 条の 2 第 2 項中「次の各号のいずれかに該当する者」を「第 12 条から第 17 条までに規定する通勤定期乗車券、通勤通学定期乗車券、電車・自動車共通定期乗車券、電車・自動車乗継通勤定期乗車券又は持参人式定期乗車券（ただし、第 13 条に規定する通学定期乗車券は除く。）を所持する者（以下「通勤定期乗車券等所持者」という。）が乗車し、その定期乗車券を提示した場合、その者が同伴する家族（通勤定期乗車券等所持者と同居する 2 親等以内の家族をいう。ただし、4 名以内とする。次号において同じ。）」に改め、同項第 1 号及び第 2 号を削る。

第 9 条中「車掌の乗務しない」を削る。

第 11 条中「次に掲げるいずれかの指定区間について発売し、指定区間内の」を「通勤等の理由により乗車を必要とする者に発売し、」に改め、同条各号を削る。

第 12 条及び第 13 条中「一定の区間を」を削る。

第 19 条第 1 号中「、性別、在学学校又は勤務先」を「及び性別」に改め、第 4 号及び第 5 号を削り、第 6 号を第 4 号とする。

第 21 条及び第 22 条を削る。

第 23 条中「普通旅客運賃設定区間内の」を削り、同条を第 21 条とし、第 24 条を第 22 条とする。

第 25 条及び第 26 条を削る。

第 27 条中「普通旅客運賃設定区間内の」を削り、「不特定停留場間を乗車する場合に券面額から」を「不特定停留場間を乗車する場合に、券面額から、」に改め、「累計額を控除した額より」を「累計額を控除した額から」に改め、同条を第 23 条とし、第 28 条から第 31 条までを 4 条ずつ繰り上げ、第 31 条の 2 を第 28 条とし、第 32 条を第 29 条とし、第 33 条を第 30 条とする。

第 34 条第 1 号中「居住地、」を削り、「若しくは通勤の事実又は乗車区間」を「又は通勤の事実」に改め、同条第 4 号を削り、同条第 5 号を同条第 4 号とし、同条第 6 号を削り、同条第 7 号中「車掌その他係員」を「職員」に改め、同条を同条第 5 号とし、同条第 8 号を同条第 6 号とし、同条第 9 号を同条第 7 号とし、同条を第 31 条とする。

第 35 条第 1 項第 2 号中「第 8 号」を「第 6 号」に、「第 9 号」を「第 7 号」に改め、同条を第 32 条とする。

第 36 条を削る。

第 37 条第 1 項第 3 号を削り、同条第 2 項中「2 以上に」を「前項第 1 号及び第 2 号のいずれにも」に改め、同条を第 33 条とする。

第 38 条を削る。

第 39 条中「車掌又はその他の係員」を「職員」に改め、同条を第 34 条とする。

第 40 条を第 35 条とする。

別表第 1 を削り、別表第 2 を別表第 1 とし、別表第 3 を別表第 2 とし、別表第 4 を削り、別表第 5 から別表第 7 までを 2 表ずつ繰り上げる。



## 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規程の施行日前に発行された定期券（以下「旧定期券」という。）で、この規程の施行の際現に効力を有するものの取扱いについては、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、旧定期券で通用区間が記載されたものについては、施行日以後、当該券面に記載された通用区間以外の区間についても、当該定期券の通用期間において途中乗降及び乗車回数は自由とする。

## 上 下 水 道 局

上下水道局告示第 66 号

平成 26 年 9 月 26 日

次の者を熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者として指定したので、熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年水道局規程第 5 号）第 10 条第 1 号の規定により告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	事業所所在地・名称・代表者名	指定年月日
第 7 6 8 号	熊本市南区富合町廻江 6 1 8 番地 1 0 株式会社相富設備工業 代表取締役 西坂 勝也	平成 26 年 9 月 22 日

上下水道局公告第 51 号

平成 26 年 9 月 29 日

平成 27 年度及び平成 28 年度に熊本市上下水道局が発注する業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査の申請に係る熊本市上下水道局業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成 22 年 12 月 24 日制定）第 3 条第 1 項に規定する業務委託契約等競争入札等参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出の時期、場所及び方法を定めたので、同条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

## 1 提出時期

## (1) 受付期間

ア 定期の受付 平成 26 年 10 月 1 日（水）から平成 26 年 10 月 31 日（金）まで（ただし、熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第 32 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）

イ 随時の受付 平成 27 年 4 月 1 日（水）から毎日（ただし、休日を除く。）

## (2) 受付時間

午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで

## 2 提出場所（受付場所）

熊本市中央区水前寺六丁目 2 番 4 5 号

熊本市上下水道局総務課

## 3 提出方法

持参又は郵送（ただし、定期の受付において申請書を郵送する場合にあっては、平成26年10月31日（金）までに必着のこと。）

## 教育委員会

教委告示第11号

平成26年9月25日

熊本市教育委員会会議を次のとおり開催する。

熊本市教育委員会委員長 崎 元 達 郎

- 1 日時  
平成26年9月30日（火） 午後2時から
- 2 場所  
マスマチュアル生命ビル 7階 会議室
- 3 議事
  - (1) 熊本市小学校及び中学校設置条例の一部改正について
- 4 協議
  - (1) 平成27年度の単独調理場民間委託について
  - (2) 熊本市教育の情報化ビジョンについて
  - (3) 平成26年度事務事業点検評価報告書（案）について
  - (4) 熊本市立幼稚園基本計画（素案）について
  - (5) 熊本市教育委員会委員長の選任について
- 5 報告
  - (1) 平成26年度新体力テスト結果及び体力向上優秀校表彰について
  - (2) 平成26年度全国学力・学習状況調査結果の概要について
  - (3) 熊本市教育振興基本計画実施計画（平成23～25年度）の実績について
  - (4) 広報広聴関係について